

## 特別養護老人ホームきりん館 料金表

### 介護保険給付対象サービス料金（食費、居住費を含む基本部分）

- 1) 一定以上の所得がある方については、基本サービス費負担が2割となります。
- 2) 当館では、手厚い介護を行うための職員配置をしており、基本サービス費のほかに加算に対する負担が別途発生いたします。
- 3) 1ヵ月（31日）の利用料金について、  
 (例) 要介護度3、利用者負担2段階、加算あり、1割負担、社会福祉法人等利用者負担軽減制度利用無しの方の場合 ※外泊・入院した場合は、月6日を限度に外泊時費用が加算されます。

基本サービス費 1日 787円×31日		24,397円	
各種加算	★日常生活継続支援加算（Ⅱ） 46円×31日	1,420円	
	★看護体制加算（Ⅰ） 12円×31日	372円	
	★看護体制加算（Ⅱ） 23円×31日	713円	
	★夜勤職員配置加算（Ⅱ） 46円×31日	1,426円	
	★認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3円×31日	93円	
	★個別機能訓練加算 12円×31日	372円	
	★療養食加算（対象者） 18円×31日	558円	
	★褥瘡マネジメント加算（対象者） 10円×1月	10円	
	★介護職員処遇改善加算（1ヵ月）	2,350円	
	★特定介護職員処遇改善加算（1ヵ月）	760円	新設
食費 1日 390円×31日		12,090円	
居住費 1日 820円×31日		25,420円	
1ヵ月（31日）利用料金合計 ※契約内容により異なります。		69,981円	
その他、保険対象外サービス費用（家電利用料金、理美容、予防接種料金等）			

### ■ 1日の利用料金（社会福祉法人等利用者負担軽減制度利用無しの場合）

	内容	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1	基本サービス費	6,460円	7,140円	7,870円	8,570円	9,250円
2	介護保険から給付される金額	5,814円	6,426円	7,083円	7,713円	8,325円
3	★基本サービス利用に係る自己負担額	1割 646円 2割 1,292円	1割 714円 2割 1,428円	1割 787円 2割 1,574円	1割 857円 2割 1,708円	1割 925円 2割 1,850円
4	★食事に係わる自己負担額 ※軽減制度があります	1段階	300円			
		2段階	390円			
		3段階	650円			
	※軽減制度に該当しません	上記以外の方		1,392円		

5	★居住に係わる自己負担額	1段階	820円
	※軽減制度があります	2段階	820円
		3段階	1,310円
	※軽減制度に該当しません	上記以外の方	2,006円

■ 各種加算

加算内容	単位	利用料	介護保険給付額	利用者負担額		
				1割	2割	
通常の加算	★日常生活継続支援加算（Ⅱ）	1日	460円	414円	46円	92円
	★看護体制加算（Ⅰ）	1日	120円	108円	12円	24円
	★看護体制加算（Ⅱ）	1日	230円	207円	23円	46円
	★夜勤職員配置加算（Ⅱ）	1日	460円	414円	46円	92円
	★認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日	30円	27円	3円	6円
	★個別機能訓練加算	1日	120円	108円	12円	24円
	★褥瘡マネジメント加算（対象者）	1月	100円	90円	10円	20円
外泊・入院時	入院又は外泊の加算（6日まで）	1日	2,460円	2,214円	246円	492円
看取り介護時	看取り介護体制加算（30日前から4日前）	1日	1,440円	1,296円	144円	288円
	看取り介護体制加算（前々日、前日）	1日	7,800円	7,020円	780円	1,560円
	看取り介護体制加算（死亡日）	1日	15,800円	14,220円	1,580円	3,160円
特別な食事	療養食加算（対象者のみ）	1日	180円	162円	18円	36円
入所、再入所時	初期加算（30日限度）	1日	300円	270円	30円	60円
毎月1回	★介護職員処遇改善加算	1ヵ月	1ヵ月の総単位数に8.3%を乗じた額			
	★特定介護職員処遇改善加算	1ヵ月	1ヵ月の総単位数に2.7%を乗じた額			

4) 介護保険の負担限度額認定制度と社会福祉法人等利用者負担軽減制度とは

介護保険の負担限度額認定制度とは、ある要件を満たせば、介護保険施設（特別養護老人ホーム、以下「特養」）、介護老人保健施設、介護療養型病床）を利用する際に支払う居住費と食費を、軽減できる制度です。介護保険施設であればショートステイ利用でも負担軽減できます。軽減が受けられる要件は、所得と預貯金等によります。所得が低くて、持っている預貯金等も少ない方が対象となります。

■ 利用者負担段階と負担限度額（ユニット型個室）

利用者負担段階			負担限度額	
			居住費 滞在費	食費
第1段階	世帯全員が市町 村民税非課税の 方	生活保護を受けている方 老齢福祉年金受給者の方	820円	300円
第2段階		課税年金収入額と合計所得年金 額が年間80万円以下の方	820円	390円
第3段階		利用者負担第2段階以外の方（課 税年金収入が80万を超え266 万円未満の方など）	1,310円	650円
第4段階	上記以外の方		2,006円	1,392円

■ 社会福祉法人等利用者負担軽減制度

低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等がその社会的役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

5) 高額介護サービス費とは

介護保険を利用して支払った自己負担額1割（一定の所得がある方は、所得に応じて自己負担割合が2割または3割）の合計が一定金額を超えたとき、超えた分のお金が戻ってくる制度です。同月に一定の金額を超えた場合に、申請によって支給されます。

高額介護サービス費の基準

対象となる方	平成29年7月までの 負担の上限額（月額）	平成29年8月からの 負担の上限額（月額）
現役並みの所得の相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）	44,400円（世帯）※1
世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方	37,200円（世帯）	44,400円（世帯）※2 ※
世帯の全員が市町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）	24,600円（世帯）
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）	
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）	15,000円（個人）

※1 「世帯」とは住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用している方全員の負担の合計を上

限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指す。

※2 同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額（446,400円）を設定

■ 介護保険対象外サービス

介護保険の給付対象とならないサービスについては、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

項 目	自己負担額
利用者の希望による特別な食事の提供に要する費用	実 費
理美容に要する費用	実 費
施設サービスの提供にあたり、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担させることが適当と認められるもの。 ①利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 ②利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用	実 費
インフルエンザ等の予防接種に関わる費用（毎年流行前に本人・家族の承諾のもと）	実 費
預り金の出納管理にかかる費用	月 1,000 円
クリーニング店に取り次ぐ場合の私物の洗濯代金等	物品代金等
診断書、意見書などの文書類にかかる費用	実 費
サービス提供についての記録等の複写物を希望される場合	1 枚 10 円
○電気料金としてテレビ、冷蔵庫等の家電を持ち込んだ場合、 ○エアコン、電気毛布等電力の消費が高い家電を持ち込んだ場合	月額 5 0 0 円 月額 1,000 円
当該利用者の処遇に関する安全・安楽に伴う費用	実 費
入院・外出に関わる物品（入院や外出などに使用するおむつ、ティッシュなど）	実 費
外出・行事等で利用者ご本人が希望した飲食物、娯楽用品の購入	実 費
その他社会生活する上で、一般的に本人が負担すべき費用と判断されるもの	実 費